

ま え が き

県教育委員会では、阪神・淡路大震災を踏まえ、平成7年3月に、学校における防災に関する教師用指導資料「大地震に備えて」を作成し、平成10年3月には、「防災教育指導事例集」を作成し、さらに平成20年3月には、「地震に関する学校防災の留意事項」を発行し、学校における防災教育の充実を図るとともに、防災体制の整備の推進に努めてまいりました。



しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の状況は、想定をはるかに上回るものであり、防災教育のあり方や危機管理体制等をはじめとするさまざまな課題が明らかになり、東日本大震災の教訓を生かし、学校での防災教育の充実を図るとともに、実効性のある学校防災マニュアルを作成するための資料として「学校防災の手引き」を作成しました。本手引きは、学校の特性や地域の実情に応じて活用され、学校防災マニュアルの見直し、消防署等の関係機関と連携した避難訓練等により、地震等の災害時に児童生徒および教職員の安全が図られてきました。

今回の改訂は、地域の災害リスクを踏まえたより実践的な安全教育を推進するため、有効的な実践事例を掲載するとともに、児童生徒が危険を予測し、自ら適切に判断し、主体的に行動できる資質、能力を身に付けるため、学校のICT化に伴う機能的な内容に改訂しました。

学校におかれては、本手引きを十分活用し、防災教育を学んだ子どもたちが大人になって持続可能な社会の中心を担い、地域の防災力を高めていくことを願っています。

本手引きの改訂に当たり、ご指導とご助言を賜りました関係者のみなさまに心から厚くお礼申し上げます。

令和5年（2023年）3月

滋賀県教育委員会

教育長 福永 忠克

1 「学校防災の手引き」改訂の趣旨

本手引きは、防災教育を充実させ、子どもに危機予測・回避能力の育成を図るとともに、防災体制を確立させ、教職員に危機管理意識の高揚と継続を図る等、より一層学校の防災教育を推進していくために作成した。

また、県地域防災計画の見直しの内容等、最新の情報を踏まえたものとなるよう、県地域防災計画へのリンク設定により随時更新を確認できるよう改訂した。

2 「学校防災の手引き」の活用

(1) 学校独自の「学校防災マニュアル」を作成する資料

本手引きには、学校での防災教育の充実および防災体制の確立に必要な基礎的・共通的な事項を示している。

学校においては、それぞれの実情（地理的条件、施設の状況、児童生徒の家庭の状況、教職員の体制等）を踏まえながら、家庭・地域・関係機関・市町防災担当課等と連携するとともに、地域の防災計画等との整合性を図るなど、学校独自の機能的な「学校防災マニュアル」を作成、見直しを図る資料とする。

(2) 教職員の研修や防災教育と防災訓練を充実させる資料

地震発生時に、児童生徒の命を守るためには、あらゆる場面を想定した対応が必要であり、避難誘導等の基本的な対応事項について、教職員が共通理解を図っておくことが重要である。さらに、消防署等、地域の関係機関と連携したより実践的な訓練を行い、現実的な避難誘導の見直しにつなげたい。

また、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を学び、大人になって「地域社会に貢献できる」「地域の防災力を高める」持続可能な社会の中心を担っていくことを期待しており、実際にICT教材を使い、想定される地域の特性に応じて想定される災害について学び、「自助」の態度育成を目指している。

さらには、教職員の研修等を通して、学校の実態に応じた実効性の高いものにしていくことが大切であるため、追加した実践事例等を参考としていただけるようにした。

学校防災の手引き 令和5年3月改訂版 目次

- ・まえがき
- ・活用について

I 平常時の備え

※今回改訂のあった箇所を掲載しています

1

B

()

